

平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	7	府省庁名	厚生労働省
対象税目	<u>個人住民税</u> 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	年金受給者の扶養親族等申告書の取扱いに係る所要の措置		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 高齢年金受給者約3,600万人のうち、年金受給額が158万円以上（65歳未満は108万円以上）の方に対し、年一回扶養親族等申告書を送付している。この申告書をご提出頂くことで、扶養親族等の情報が、個人住民税の算定に生かされている。 なお、当該申告書が送付される方は約800万人となっている。</p> <p>・ 特例措置の内容 現在、年金受給者の増加に伴い申告書送付件数・課税件数はともに増加しており、今後もこの傾向が続くと見込まれる。 一方で、平成29年税制改正やマイナンバー導入に伴い申告書の様式を変更したところ、申告書の提出が遅れ、年金からより多くの税額を源泉徴収される方が例年より倍増した。 このような経過を踏まえ、申告書の様式や手引き書をわかりやすいものとする対応を行っているところであるが、税制面においても年金受給者に手厚い配慮を行うべく所要の措置等を講じる。</p>		
関係条文	〔 地方税法(昭和25年法律第226号)第45条の3の3、第317条の3の3 〕		
減収見込額	[初年度] (—)	[平年度] (—)	(単位：百万円)
減収見込額	[改正増減収額] —		
要望理由	<p>(1) 政策目的 高齢の年金受給者は、給与所得者と異なり独力で記載方法を理解し、申告書を提出しなければならないという構造的な困難を抱えている。この構造的な困難を解決するため、事務・制度の両面から年金受給者をに手厚い配慮を行う。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢の年金受給者において、独居の方、認知能力の低下している方、体が不自由な方は増加傾向にあり、扶養親族等申告書に関する適切な対応が難しい方が今後とも増えていく。 ・ 給与所得者も同様に扶養親族等申告書を提出する必要があるが、一般的に年金受給者より若く、認知能力も高いだけでなく、不明な点は勤務先の担当者に確認することができることから、年金受給者に対してはより手厚い配慮が必要となる。 ・ また、平成29年税制改正やマイナンバーの導入に伴い扶養親族等申告書の様式を変更したところ、年金受給者の方にご理解を頂くことが難しくなり、申告書の提出が遅れる方が増え、2月の支払において年金からより多くの税額を源泉徴収される方が例年より倍増した。 ・ これを受けて、事務の改善により対応を行っているところであるが、申告書の様式等の見直しだけでは解決しがたい構造的な問題を抱えているため、税制改正による制度の面からの手厚い配慮が必要となる。 		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅹ 高齢者ができる限り経済的に自立できるよう、所得確保の仕組みの整備を図ること 施策大目標 1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	年金から所得税を源泉徴収される方約 500 万人のうち、認知能力の低下、身体の不自由等により扶養親族等申告書を提出できなかった方
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	認知能力が低下しており、体が不自由な方も多い年金受給者に対し給与所得者よりも手厚い配慮を行うことで、扶養親族等申告書の提出に関する負担を軽減できる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税について、同様の要望を提出
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	今後扶養親族等申告書に関する適切な対応が難しい高齢の年金受給者が増えていくと見込まれ、事務・制度の両面から手厚い配慮を行うことで扶養親族等申告書の提出に関する負担を軽減できる。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—
ページ	7—3